

## 職員の懲戒処分について

### 1 被処分者

所属	職名	年齢
市立学校	用務技士	31歳

### 2 事案の概要

被処分者は、市立保育所に在籍していた令和4年3月、給食で使用したロールパンの残り1袋（6本入り）を無断で持ち帰ろうとした。

また、本事案に関する聴き取りにおいて、令和3年6月にも、おやつ用のジュース及びバームクーヘンを5～6個ずつ持ち帰っていたことを認めた。なお、当時も被処分者がこれらの食材を持ち帰った疑いがあり、上司が聴き取りを行ったが、持ち帰っていないと虚偽の報告をしていた。

### 3 処分内容

戒告

### 4 処分理由

地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反する行為であり、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当する。

（参考：地方公務員法第29条第1項）

職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

### 5 処分年月日

令和4年4月26日

### 6 管理監督責任

訓告処分として、事案発生当時の所管課長、所管係長及び当該保育所長の3名を口頭注意とする（同日付）。

### 7 再発防止策

- (1) 衛生上の見地から、パン、牛乳、おかず等の給食食材の残品は、全てその日のうちに処分し、持ち帰りは禁止であることを調理技士等だけではなく、保育所全体の職員に対して改めて周知徹底する。
- (2) 食材の発注について、必ず複数の調理技士等で数量と内容を確認の上、所長が最終確認することを徹底する。
- (3) 食材の納品について、可能な限り複数の職員で確認することとし、在庫管理を所長と調理技士で行うことを徹底する。

問い合わせ先  
教育委員会事務局総務課総務係  
【処分の内容について】  
職員課人事係  
電話 027-898-6507